

令和元年第2回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和元年 6月18日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告（町長・教育長）
- 第 5 同意第 3号 新冠町公平委員会委員の選任について
- 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 選挙第 6号 新冠町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第10 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
- 第11 報告第 3号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について
- 第12 報告第 4号 株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について
- 第13 報告第 5号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況の報告について
- 第14 認定第 1号 平成30年度日高地区交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第19号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第16 議案第20号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第17 議案第21号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第18 議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第19 議案第23号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第20 議案第24号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第21 議案第25号 財産の取得について
- 第22 議案第26号 令和元年度新冠町一般会計補正予算

- 第 2 3 議案第 2 7 号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第 2 4 議案第 2 8 号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第 2 5 議案第 2 9 号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第 2 6 議案第 3 0 号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

「閉議宣告」

◎出席議員（12名）

1番	芳住革二君	2番	長浜謙太郎君
3番	酒井益幸君	4番	武田修一君
5番	但野裕之君	6番	竹中進一君
7番	須崎栄子君	8番	氏家良美君
9番	秋山三津男君	10番	中川信幸君
11番	堤俊昭君	12番	荒木正光君

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	中村義弘君
教育長	山本政嗣君
総務課長	坂本隆二君
企画課長	原田和人君
町民生活課長	坂東桂治君
保健福祉課長	鷹觜寧君
税務課長	佐藤正秀君
産業課長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
会計管理者	田村一晃君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	山谷貴君
牧野所長	堤秀文君
総務課総括主幹	佐々木京君
企画課総括主幹	楫川聡明君
町民生活課総括主幹	竹内修君
保健福祉課総括主幹	新宮信幸君
税務課総括主幹	今村力君
産業課総括主幹	三宅範正君
建設水道課総括主幹	寺西訓君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課長	工藤匡君
社会教育課長	湊昌行君
管理課総括主幹	小久保卓君
管理課総括主幹	坂本一馬君
社会教育課総括主幹	谷藤聡君

社会教育課総括主幹
農業委員会事務局長
代表 監 査 委 員

曾 我 和 久 君
本 間 浩 之 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議会事務局総括主幹

佐 渡 健 能 君
伊 藤 美 幸 君

(午前9時57分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和元年第2回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、芳住革二議員、2番、長浜謙太郎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの7日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月24日までの7日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、6月19日、20日及び6月22日、23日の4日間を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、6月19日、20日及び6月22日、23日の4日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、閉会中の諸行事の出席状況は、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名をお手元に配付して

おきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・副町長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君）

本日、令和元年第2回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、平成31年第1回定例会以降の主要な行政の動向について、ご報告申し上げます。

J R日高線にかかる取り組み等についてご報告申し上げます。J R日高線に係る交通モードについて、町長会議において協議を重ねているところでございますが、さる2月26日の会議において、仮にバス転換となった場合の運体系、利便性、J R北海道の支援策などをしっかり検証しながら交通モードの判断を進めていくことがベターであるとの共通認識のもと、管内各町が具体的な将来像をJ R北海道と個別協議を進めることとしてございます。個別協議の進め方といたしましては、バス路線の広域公共交通について担当課長会議において協議を重ね、町長会議で諮って行く形としてございまして、5月13日に行われた町長会議では、広域公共交通の検討事項や論点整理の協議を行ったところでございます。

検討事項の主な考え方といたしましては、1点目、既存の高速バスや生活路線についても速達性や経路など地域住民の利便性向上を考慮し、総合的な検討が必要。

2点目、地元住民の利用実態を踏まえ、始点・終点の複数化や乗換ハブ地点の新設など、地域交通ネットワークの充実強化に向けた検討を推進。

3点目、高規格道路道の活用や快速便の新設など、柔軟な視点を持ちながら、広域公共交通を安定的に維持確保するとしてございます。論点整理といたしましては、1「運行区間」、2「経路・停留所数・所要時間」、3「便数」、4「各方面への接続方法」の4点としてございまして、路線バスの区間設定をはじめ、速達性を高めるため高規格道路の活用を含めた快速便の導入、バスを乗り換える拠点の検討、さらには、停留所数や便数など、住民の利用実態、利便性、速達性を考慮した中で総合的に検討することとしてございます。

また、J R北海道から示されてございますバス路線の取組みも重ね合わせながら議論を進めていくこととしてございまして、利便性の高い公共交通網に向けましては多岐にわたる課題や論点がございますことから、時間を要することも想定されますが、地域住民の利用実態に即した広域公共交通のあり方を検討してまいり所存でございます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、人事案件4件、報告案件3件、承認

案件 1 件、一般議案 7 件、令和元年度各会計補正予算 5 件を提案することにいたしております。

それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくようお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君）

はじめに、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置についてでございます。町教委では昨年度から、学校運営協議会の運営を進める準備委員会を設置いたしまして、制度の理解を深める研修会の開催や、研究大会への参加に加え、子どもたちの将来の姿の共有を図るため、議論や協議を重ねた上で、アクションプランを作成し準備を進めてまいりましたが、予定どおり本年 4 月 1 日付けで町内小中学校 3 校を、学校運営協議会設置校として指定いたしました。

5 月 16 日には、町内小中学校それぞれに設置する学校運営協議会の委員として、15 名の方々に委嘱状を交付させていただいた上で、各校ごとに第 1 回目の協議会を開催したところでございます。今後は、各学校長を中心に協議会が運営されていくこととなります。本制度は、予測不可能な時代にあって、未来を担う子供たちを育成していくために、学校と社会が認識を共有しながら、相互に連携することを目的に、「社会総がかりで子どもを育む社会」を目指すものでございます。

各小中学校において学校運営協議会が設置されましたが、これまで、各校の学校長は「地域に開かれた学校」の実現を目指してまいりましたが、これからは「地域とともにある学校」を追求していくこととなります。いわゆる地域と一体となって学校を運営し、子どもを育むためには、これまで以上の学校の頑張りや地域の皆さんの理解と協力が必要不可欠でありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

各校の協議会設置を受け、町教委ではそれぞれの協議会が連携し、町全体の学校運営を協議する組織の立ち上げも予定しておりますが、地域と一体感のある教育の実現に向け、取り組みを進めてまいりたいと存じますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、町立学校あり方検討委員会の設置についてご報告いたします。本年度設置を予定しておりました検討委員会は、本年 5 月 29 日、第 1 回目の会議を招集させていただき、教育関係者、保護者などを中心に 10 名の委員を委嘱した上で、小中学校の適正規模等基本方針策定に関し、①町立学校の適正規模と適正配置のあり方に関する事。②町立学校の施設整備のあり方に関する事。③町立学校の再編整備に関する事。以上の内容を諮問させていただきました。

この検討委員会は、学校施設の老朽化対策や少子化に伴う複式学級への対応、さらには

小中一貫教育を見据えた教育環境整備に関し、教育委員会として方針を具体化する時期であるとの判断から設置したものでございます。検討委員会には、町民の皆さんの意向調査を踏まえた検討をお願いいたしましたが、本年 12 月を目途に答申をいただく予定でございます。町教委はこの答申を受け、直ちに基本方針の策定に着手し、次年度には方針を具体化させる考えでおります。

次に、教育委員会所管施設の受動喫煙防止に係る対応についてご報告いたします。本年 4 月 11 日付けで北海道教育庁より「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に係る通知がございました。通知では法律の解釈上、学校施設には特定屋外喫煙場所を設置できるとされておりますが、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い児童・生徒が利用する施設であることから、敷地内禁煙とすることが原則であり、実施・徹底の取組みを進めることを促す内容でありました。今回の法改正の基本的考えには、①「望まない受動喫煙」をなくすこと。②受動喫煙による健康への影響が大きい、子ども・患者等に特に配慮すること。③施設の類型・場所ごとに対策を実施すること。以上、3 点が示されております。

施設の類型には、第 1 種と第 2 種とがありまして、第 1 種に含まれるのが、学校、病院、児童福祉施設、行政機関などであり、それ以外は全て第 2 種となります。第 1 種施設は原則敷地内禁煙ですが、必要な措置がとられた場合に限り、屋外喫煙場所（「特定屋外喫煙場所」）を設置することができるとされており、第 2 種については原則屋内禁煙となります。これを受け、教育委員会では所管する施設について法律の施行期日である 7 月 1 日から、次のように対応することに決定し、現在、周知を行っております。

まず、第 1 種施設である、認定こども園、町内小中学校、児童館の各施設については、全て敷地内禁煙といたします。このほか、社会教育の各施設については、原則敷地内禁煙といたしますが、不特定多数の利用者への対応として「望まない受動喫煙」に配慮しながら、敷地内に特定屋外喫煙場所を設けることで対応いたします。受動喫煙による健康被害の防止を目的とする対応でございますので、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第 2 回定例会に対する教育行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第 5 同意第 3 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、同意第 2 号 新冠町公平委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第 3 号 新冠町公平委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。公平委員北所正視氏は令和元年 6 月 26 日をもって任期満了となりますことから、後任委員に引き続き北条正視氏を選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2

項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものです。

北条正視氏につきましては、新冠郡新冠町字北星町5番地の37にお住まいで、昭和26年3月27日生まれの68歳でございます。公平委員会委員の職務につきましては、公平、公正な行政を確保するため、地方公務員法に定めることにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分等を審査するなどの措置を行うことを職務とすることとなっております。委員の任期は4年でございます。北条正視氏は農協職員として事務の経験も長く、公正で能率的な事務処理に理解があり、かつ、行政についての識見も有する方で適任と判断しており、選任について同意を求めようとするものです。

以上が同意第3号新冠町公平委員会委員の提案理由でございます。提案どおりご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） お諮りいたします。

本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 諮問第1号及び日程第7 諮問第2号

○議長（荒木正光君） 日程第6、諮問第1号、日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 諮問第1号及び第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。諮問第1号及び第2号はともに引き続き現職を人権擁護委員として推薦したいという提案理由でございます。一括して提案理由をご説明させていただきます。

人権擁護委員であります諮問第1号の田外清氏及び諮問第2号の扇谷勉氏はともに令和元年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

田外清氏は平成19年から、扇谷勉氏は平成22年から人権擁護委員として熱心に活動されており、両氏ともに人権問題に関する識見も深く、忠実公正さを兼ね備えた方であり、適任と判断していることから、両氏を引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、人権

擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。なお、委員の任期は3年となっております。

以上が、諮問第1号及び第2号の提案理由でございます。提案どおりご決定いただきませう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒木正光君） お諮りいたします。

本件については、人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号について採決を行います。

お諮りします。諮問第1号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、諮問第1号は原案を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号についての採決を行います。

お諮りします。諮問第2号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、諮問第2号は原案を適任とすることに決定いたしました。

◎日程第8 諮問第3号

○議長（荒木正光君） 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題いたします。

武田修一議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退席を求めます。

（武田修一議員退席）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。人権擁護委員であります武田明美氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

武田明美氏は平成28年から人権擁護委員として熱心に活動されており、人権問題に関する識見も深く、忠実公正さを兼ね備えた方であり、適任と判断していることから引き続き武田氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。なお、委員の任期は3年となっております。

以上が、諮問第3号の提案理由でございます。提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒木正光君） お諮りいたします。

本件については、人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、諮問第3号について採決を行います。

お諮りします。諮問第3号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、諮問第3号は原案を適任とすることに決定いたしました。

◎日程第9 選挙第6号

○議長（荒木正光君） 日程第9、選挙第6号 新冠町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦することに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に山藤雄一さん、梶浦ひろ子さん、浅野文男さん、村上美知子さん、補充員に今村裕さん、姥谷完治さん、中田純さん、乾芳弘さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました皆さんを選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました皆さんが当選されました。

◎日程第10 報告第2号

○議長（荒木正光君） 日程第10、報告第2号 例月出納検査の結果報告についてを議題

といたします。監査委員より、例月出納検査の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思います。

◎日程第 1 1 報告第 7 号及び日程第 1 2 報告第 8 号

○議長（荒木正光君） 日程第 11、報告第 7 号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について、日程第 12、報告第 8 号 株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について、以上 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 報告第 3 号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの平成 30 年度事業実績及び令和元年度事業計画につきまして、ご報告いたします。

別紙の報告第 3 号資料によりご説明申し上げたいと思います。この資料につきましては、去る 5 月 24 日に開催されました定時株主総会で承認、可決されたものでございます。主な内容についてご説明させていただきます。2 ページをお開きください。1 事業報告については、乗馬クラブ及び道の駅の実績について総括しており、乗馬クラブにおいては入り込みが低迷しておりますが、短期乗馬教室等を行い、売上としては前年を上回っております。道の駅につきましては、年間売上としては過去最高額に達しております。全体の年間収支としましては、人件費を中心に予想外の経費が発生したため利益は少なくなっております。部門別及び主な行事等の詳細については記述のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、第 27 期の決算状況についてご説明いたしますので、5 ページの貸借対照表をご覧ください。5 ページ貸借対照表の左資産の部、流動資産計 6,224 万 3,041 円、固定資産計 77 万 8,207 円、資産合計 6,302 万 1,248 円でございます。右の負債部流動負債計 797 万 566 円負債合計も同額でございます。純資産の部、株主資本計 5,505 万 682 円、純資産合計も同額でございます。負債・純資産合計は、左の資産合計と同額でございます。

次に、6 ページの損益計算書をご覧ください。純売上高合計としまして 1 億 164 万 9,814 円、売上原価 4,307 万 5,176 円、販売費及び一般管理費計 5,892 万 856 円、営業損失は 34 万 6,218 円でございます。営業外損益を含め、法人税等を差引いた当期純利益は 3 万 6,548 円となっております。

次のページ、7 ページが、販売品及び一般管理費の内訳でございます。説明は省略させていただきます。

9 ページをお開きください、株主資本等変動計算書でございます。下段ですが、純資産合計で当期首残高 5,501 万 4,134 円、当期変動額 3 万 6,548 円、当期末残高 5,505 万 682

円でございます。

次に、14 ページをお開き願います。14 ページは、令和元年度事業計画で、乗馬部門及び道の駅部門に分けて重点項目を設定し、事業展開を図ることとなっております。説明は省略させていただきます。

16 ページをお開きください。収支予算に係る見積損益計算書です。収入の部中ほどの合計の欄で令和元年度予算 1 億 460 万円、対前年実績比 223 万円の増。支出の部ですが、合計で令和元年度が 1 億 390 万円となっており、当年度益金といたしましては 70 万円となっております。

17 ページからは、見積損益計算明細書、乗馬クラブと道の駅に分けた収支予算書となっております。説明は省略させていただきます。

以上が、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてでございます。

続きまして、報告第 4 号、株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告についてでございます。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社新冠ヒルズの平成 30 年度事業実績及び令和元年度事業計画につきまして報告いたします。別紙の報告第 4 号資料によりご説明申し上げたいと思います。この資料につきましては、去る 5 月 29 日に開催された、定時株主総会で承認、可決されたものであります。

主な事項についてご説明させていただきますが、2 ページをお開きください。平成 30 年度の営業報告でございます。胆振東部地震等の影響により営業利益が当初の計画に及ばず未達となっており、温泉、売店、宿泊、レストランそれぞれの部門ごとに、売上高、利用実績等を総括しておりますので、後刻ご覧いただきたいと存じます。

次に、決算状況についてご説明いたしますので、11 ページの貸借対照表をご覧ください。11 ページ貸借対象表資産の部は、流動資産合計中ほどですが 7,443 万 7,495 円、固定資産合計は 2,201 万 126 円、資産の部合計 9,644 万 7,621 円でございます。負債の部は流動負債計 3,876 万 2,451 円、固定負債を合わせ負債の部合計として 4,093 万 2,864 円です。純資産の部につきましては資本金、利益剰余金計をあわせまして、純資産の部合計 5,551 万 4,757 円であります。負債・純資産の部合計は左の資産の部合計と同額でございます。

次に 12 ページの損益計算書をご覧ください。売上高計 2 億 4,920 万 9,532 円、売上原価計 5,686 万 8,814 円、売上総利益は 1 億 9,234 万 718 円、販売費及び一般管理費計 2 億 1,268 万 8,729 円、売上総利益から販売費、一般管理費を差引いた営業利益はマイナス 2,034 万 8,011 円でございます。営業外収益は指定管理受託料など計 2,601 万 3,059 円、営業外費用は指定管理業務費用など計 1,629 万 6,995 円、営業外収益から営業外費用を差引き、営業利益のマイナス分と法人税などを加えた当期利益といたしましては、下段のマイナス 1,081 万 1,947 円でございます。

13 ページは販売費及び一般管理費の内訳書でございます。14 ページに移りますが、株主資本等変動計算書をご覧ください。下段の方になりますが、当期首残高 6,632 万 6,704

円当期変動額マイナス 1,081 万 1,947 円で、当期末残高 5,551 万 4,757 円となっております。

次に、17 ページをお開き願いたいと思います。令和元年度の営業計画の概要ですが、入浴部門をはじめ 4 部門の営業計画でございます。厳しい状況が続く中でありますが、今後の先行きを見据え、徹底した経営分析を行い、計画達成に向け取り組んでいくこととしております。

次に、19 ページになります。本年度の事業予算ですが、売上高は 2 億 8,882 万円を計画し、最終的な経常利益は 49 万 4,000 円を見込んでいます。

次に、22 ページになりますが、こちらは、営業強化に向けて部門ごとに分けて取組みを記載してございますが、後刻ご覧いただきたいと存じます。

以上が、株式会社 新冠ヒルズの 経営状況の報告について でございます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第 3 号、第 4 号については、報告のとおり受理することといたしたいと思います。

◎日程第 13 報告第 5 号

○議長（荒木正光君） 日程第 13、報告第 5 号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 報告第 5 号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況について、ご報告いたします。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、有限会社日高軽種馬共同育成公社の平成 30 年度決算に関する書類及び令和元年度事業計画に関する書類につきまして、令和元年 5 月 24 日に開催されました第 47 回株主総会において、承認・可決されました内容に基づき、別紙「報告第 5 号資料」によりご報告いたします。

資料の 1 ページをお開き下さい。平成 30 年度事業実績報告でございます。1 事業概要でございますが、公社の主要事業となります預託事業につきましては、一般預託と中期育成を合せ、計画頭数 1,170 頭に対し、実績頭数は 1,315 頭で、計画を 145 頭上回る成績となり、預託者数におきましても本年度は 121 社と利用拡大が図られました。貸馬房につきましては計画頭数 1,330 頭に対し、実績頭数は 1,408 頭で、計画を 78 頭上回る頭数となり、預託事業全体の売上高は 3 億 1,958 万 3,000 円で、前年の 2 億 8,099 万円から 3,859 万 3,000 円の増加となりました。育成馬の競走成績につきましては、本年度も多くの育成馬が中央・地方競馬で好走し、優秀な成績を収めております。業務関係では、老朽化した施設や建物の年次更新計画に基づき、厩舎 2 棟の新築とウォーキングマシーン 1 基、パドック、ロンギ場など施設の改修を行いました。経費につきましては役職員一丸となって、経常費用の節減に努め、資産償却等も計画通り実施しました。この結果、30 年度決算は、税引前当期剰余金として 3,403 万 1,000 円を計上し、法人税等を差し引きした後の当期純

利益は2,384万7,000円を計上することができました。

2ページから12ページまでは説明を省略させていただきますが、2ページから3ページは、主要な行事を掲載しております。4ページは預託馬の月別入厩頭数、5ページは貸馬房の月別馬房状況など、6ページは役員一覧と役・職員の構成表、7ページは貸借対照表、8ページから12ページまでは貸借対照表の明細となっております。

収支決算につきまして、損益計算書でご説明いたしますので13ページをお開き下さい。損益計算書でございます。まず、営業損益の部では売上高として預託料収入から社宅貸出収入までの本年実績額の合計3億1,958万2,543円から、売上原価の材料費から馬具その他仕入までの合計額2億4,400万1,486円を差し引き、ここから一般管理費4,377万853円を差し引いた営業利益は、3,181万204円でございます。この金額に、営業外収入の合計額510万4,316円を加え、営業外費用の合計額131万3,860円を差し引いた経常利益は、3,560万660円で、ここから特別損失合計額156万9,398円を差し引き、法人税等1,018万4千円を差し引いた当期純利益は2,384万7,262円の決算でございます。

14ページから19ページは説明を省略させていただきますが、14ページから16ページまでは損益計算書の明細になります。17ページは株主資本等変動計算表、18ページは個別注記表、19ページは監査報告が記載されています。

20ページをお開き下さい。令和元年度事業計画でございます。1基本方針でございますが、9行目、このような中、当社といたしましては、預託者からの信頼を高め、預託頭数の安定化を維持していくことを目標に、強い走る馬づくりと預託馬の競馬成績の向上を目指し、中期育成からセリ馴致、本格調教までを一貫して行うとともに、職員の調教技術のさらなる向上を図ってまいります。一般預託事業につきましては、トレーニング、コンサイナーを含め年間1,215頭を計画し、中期育成事業については年間51頭、貸し馬房については7厩舎1,480頭の計画を樹立して、事業の精査と支出の抑制に取組み、役職員が一丸となり健全経営に一層の努力をいたします。本年度は、老朽化した水道施設改修に係る調査のほか、既存厩舎や付帯する施設、馬場等の維持管理について適宜行い、充実した育成管理体制を図るとともに、馬主や調教師との連携を深め、情報交換を積極的に行いながら営業力の強化を進めてまいります。

21ページは預託事業計画書になります。説明は省略いたします。

収支計画につきまして、22ページの損益計算書でご説明いたします。営業損益の部では、売上高として預託料収入から社宅貸出収入までの本年予算額合計3億2,159万2,000円を計画し、ここから売上原価として材料費から馬具その他仕入までの合計額2億7,577万1,000円を差し引き、さらに一般管理費4,105万4,000円を差し引いた営業利益は、476万7,000円を見込んでおります。この営業利益に、営業外収入合計額450万4,000円を加え、営業外費用合計額106万1,000円を差し引いた経常利益及び当期純利益821万円を計画いたしました。

23ページから25ページまでは損益計算書の明細でございます。説明は省略します。

以上が、有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況でございます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第5号については、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第14 認定第1号

○議長（荒木正光君） 日程第14、認定第1号 平成30年度日高地区交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 平成30年度日高地区交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法施行令第5条第3項の準用により、平成30年度日高地区交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

日高地区交通災害共済組合は、高度経済成長期において激増する交通事故の被害者救済を目的に昭和44年に設立され、これまで日高地区の交通被害者の事故補償の一翼を担ってまいりました。しかしながら、事故補償の多様化により、加入率の低下が著しいこと及び当該組合の財政の継続性を考慮したとき、組合の解散が日高地区各町に資すると判断されたことから、平成31年3月31日をもって解散したものであります。組合の解散には、決算を各町監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならないとされていることから、審査意見を申し上げ、報告といたします。

2ページをお開きください。度日高地区交通災害共済組合一般会計歳入歳出打切り決算審査意見、平成30年度日高地区交通災害共済組合一般会計打切り決算について、歳入歳出決算書を審査したところ、不適合もなく適切に処理されており、正当なものと認められた。令和元年5月10日、新冠町監査委員 岬長敏、新冠町監査委員 武田修一。

なお、審査の概要、審査の結果につきましては、3ページに記載のとおりでございますので、後刻お読みいただきたいと思っております。

以上で、認定第1号平成30年度日高地区交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定についての報告を終わります。どうぞよろしく願いたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明がおわりました。

これより、認定第1号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 私は賛成の立場ではありますけれども、交通災害共済については町民のセーフティーネットということで長い間、昭和44年という話がありましたから、ちょうど50年間お世話になった制度だというふうに思います。新冠町につきましては加入率もそう低くなく、解散はある意味残念とも思いますが、最後になりますので統括

的に何点かお伺いしたいと思います。この制度の開始も 50 年ということでもありますけども、住民がかけた掛金の総額と町の補助金の総額、それから給付を受けた人数とその金額、解散時の残金の配分があるというふうな説明でありましたけども、新冠町としてのこの利用方法を特に考えているのであればお知らせいただきたい。

さらに、今後は町単独であってもこのような制度を創設する考えについてあるかないかについてもお伺いをしたいと思います。

○町民生活課長（坂東桂治君） お答えいたします。この制度開設後 50 年ということで、庁舎内に古い資料もないものもございまして、ある範囲ということでお答えを申し上げたいというふうに思います。直近のお話もさせていただきたいと思いますが、そういうことでお許しをいただきたいというふうに思います。

まず、1 点目でございますけども、住民の掛金総額はということで資料を調べてみますと、平成 11 年から平成 29 年までの 19 年間のお話をさせていただきたいと思います。19 年間で新冠町民にかけていただいた掛け金は、全体で 3,278 万 4,000 円となっております。そのうち、かけていただいた方にお支払いした金額、事故にあわれた方にお支払いした金額が 1,493 万円となっております。

次に、町の補助金は何か出しているかという質問でございました。これは幼児童、要するに小学校 6 年生までの掛け金を町で負担してございました。一人 500 円ですので、平成 28 年度は 529 人ということで、町は 264,500 円負担してございます。平成 29 年度は 509 名ということで町は 254,500 円負担しております。要するに小学校 6 年生までの子どもの分は町で負担していたということでございます。給付を受けた人数はということでございますが、これも本当直近のデータで申し訳ないんですが、平成 29 年の精算、つまり平成 28 年度中にこの給付を受けた方は新冠町民で 12 名ということになってございます。この段階も色々 4 段階ありまして、例えば 1 等級、2 等級、3 等級、4 等級と、1 等級は死亡した場合、2 等級は 100 日以上入院を要した場合、3 等級は 31 日から 100 日以下の治療を要した場合、4 等級は 30 日以下の治療を要した場合ということで、新冠町民は幸いにもというのでしょうか、3 等級、4 等級合わせて 12 名ということでございました。

次に、解散時の残金のお話でございますが、解散時の残金は日高管内全体で 1,088 万 6,933 円ということになってございました。これを各町に配分したわけでございますけども、新冠町に配分というか譲与された金額は 105 万 7,688 円を分配されているということでございます。今後これをどう運用していくかというお話でございますが、この分配された 105 万 7,000 円、これはやはり交通安全の事業に使うべきだろうという理事者との話し合いをいたしまして、そういった中で使っていきたいというふうに考えております。具体的にどういうことかと申しますと、交通安全対策費として町では交通安全推進委員会に毎年単独費で補助金を出しております。それは年によって上限はあるんですが、大体 300 万円から前後補助しているわけで、そこにこのお金をあてていきたいというふうに考えております。

最後に、今後同様な制度、この共済組合は解散するわけですが、町独自のというかそういう設立、創設していく考えはあるかということでございますが、今のところ状況を見たいと、今のところ当面はこれに見合う保険的なものは具体的には考えていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

お諮り致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時00分

再開 午前 11時15分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第19号

○議長（荒木正光君） 日程第15、議案第19号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第19号新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案理由を申し上げます。新冠町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更いたしたく、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものです。

本計画につきましては、平成28年度から5カ年の計画となっておりますが、変更の手続につきましては当該変更が市町村計画全体に及ぼす影響が大きいものについて、あらかじめ知事と協議を行った後、変更することとなっております。この場合必ず議会での議決を得るものとされ、議会の議決は、知事との事前協議が終了した後、速やかに行うこととなっております。今回ご提案いたします件につきましては、知事との事前協議を行い、5月30

日付で異議がない旨の通知がきているところでございます。

次ページをお開き願います。変更後の欄2つの事業につきまして、国の交付税で元利償還金の70%が算入される過疎債を借入れ財源に充当するため、現計画に掲載されていない事業を追加する必要があるものでございます。

1点目は、観光又はレクリエーションの項目ですが、にいかっぷホロシリ乗馬クラブ移転整備事業にかかるものでございまして、クラブハウス1棟、厩舎1棟、屋内覆い馬場1棟A=1,950平方メートルとなっております。

2点目は、電気通信施設等情報化のための施設の項目ですが、5月の臨時会で予算計上いたしました高度無線環境整備推進事業にかかるものでございまして、光伝送路整備L=220キロメートルでございます。

ご説明いたしました2項目を、本計画に追加するものとなっております。

以上が、議案第19号新冠町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての提案理由でございます。ご審議賜り、提案どおりご決定下さるようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第19号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案19号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第20号及び日程第17 議案第21号

○議長（荒木正光君） 日程第16、議案第20号 辺地に係る総合計画の変更について、日程第17、議案第21号 辺地に係る総合計画の策定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第20号辺地に係る総合整備計画の変更について提案理由を申し上げます。明和辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更いたしたく、辺地に

係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

辺地に係る総合整備計画の指定を受けますと、その計画に掲載されている事業について、後年度の元利償還金の80%が交付税措置される、財政上の優遇措置のある辺地対策事業債を借りることが出来ることとなっております。

この度、辺地に係る整備計画を変更しようとするものは、明和辺地において、光回線の整備に伴う「高度無線環境整備推進事業」について、辺地対策事業債を借りるため、計画の変更が必要となるもので、事前に北海道知事に対し協議を行っていたところ、5月15日付けにて異議がないことで回答がありましたので、議会の議決を得たのち、総合整備計画書を総務大臣へ提出しようとするものです。

次のページをお開き下さい。1 明和辺地に係る総合整備計画を次のとおり変更する。変更する箇所は、(2) 公共的施設の整備を必要とする事情の電気通信施設から本地区は、本町の基幹産業である農業の主要産地であります。超高速ブロードバンドが未整備であるため、情報を活用しきれていない状況になっております。本事業により光回線の整備を行うことで、インターネットを活用した事業の取組を促進し、地域の活性化に繋がります。を追加するもので、(3) 公共的施設の整備計画の表中、施設名、電気通信施設（高度無線環境整備推進事業）事業主体新冠町、事業費括弧書きの9,000万円、特定財源、一般財源ともに4,500万円、辺地対策事業債の予定額4,500万円を追加し、合計を事業費、括弧書きの1億2,000万円、特定財源6,450万円、一般財源5億5,500万円、辺地対策事業債の予定額5,550万1,000円に変更するものです。

以上が、議案第20号辺地に係る総合整備計画の変更についての提案理由です。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますよう、よろしく願い申し上げます。

次に、議案第21号辺地に係る総合整備計画の策定について提案理由を申し上げますので、議案第21号をお開き下さい。議案第21号辺地に係る総合整備計画の策定について提案理由を申し上げます。大富、緑丘、泉辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定いたしたく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この度、辺地に係る整備計画を策定しようとするものは、光回線の整備に伴う「高度無線環境整備推進事業」及び「橋梁長寿命化事業」について、辺地対策事業債を借りるため、計画の策定が必要となるもので、事前に北海道知事に対し協議を行っていたところ、5月14日付けにて異議がないことで回答がありましたので、議会の議決を得たのち、総合整備計画書を総務大臣へ提出しようとするものです。

次のページをお開き下さい。まず始めに、「大富辺地に係る総合整備計画」の策定です。辺地を構成する町村又は字の名称は、新冠郡新冠町字大富、万世、東泊津地域の中心の位置は、新冠郡新冠町字大富140番地1、辺地度点数125点、これは最寄りの駅やバス停留所、小中高校、医療機関などの距離を点数化したもので、100点以上で辺地となります。

(2) 公共的施設の整備を必要とする事情は電気通信施設で、文面は議案第 20 号明和地区と同内容です。(3) 公共的施設の整備計画は、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間とし、表において施設名電気通信施設(高度無線環境整備推進事業)、事業主体新冠町、事業費 1 億 5,000 万円、特定財源、一般財源ともに 7,500 万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 7,500 万円とするものです。

次に、2「緑丘辺地に係る総合整備計画」の策定です。辺地を構成する町村または字の名称は、新冠郡新冠町字緑丘、古岸地域の中心の位置は、新冠郡新冠町字緑丘12番地2、辺地度点数120点、公共的施設の整備を必要とする事情は、大富辺地と同じです。公共的施設の整備計画は、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間とし、事業費1億1,000万円、特定財源、一般財源ともに5,500万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額5,500万円とするものです。

次のページをお開き下さい。次に3「泉辺地に係る総合整備計画」の策定です。辺地を構成する町村又は字の名称は、新冠郡新冠町字泉、新栄、若園、岩清水地域の中心の位置は、新冠郡新冠町字泉31番地辺地度点数222点、公共的施設の整備を必要とする事情、電気通信施設については大富辺地、緑丘辺地と同じです。道路については、本地区は本町の基幹産業である農業の主要産地であり、当該地区を結ぶ路線は大型輸送車両が頻繁に通行することから、老朽化対策、防災対策、減災対策を目的に長寿命化修繕計画に基づいて、本事業を実施するものです。としておりますが、今年度、泉橋において、鏡面防水及び舗装打ち替え等の修繕工事を予定しているものです。

公共的施設の整備計画は令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間とし、施設名電気通信施設は、事業主体新冠町、事業費1,400万円、特定財源、一般財源ともに7,000万円、辺地対策事業債の予定額7,000万円とし、施設名道路(橋梁長寿命化事業)は、事業主体新冠町、事業費6,000万円、特定財源3,900万円、一般財源2,100万円、辺地対策事業債の予定額2,100万円とするもので、合計事業費 2 億円、特定財源 1 億 900 万円、一般財源 9,100 万円、辺地対策事業債の予定額 9,100 万円にしようとするものです。

以上が、議案第21号辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由です。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 20 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 20 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 20 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 22 号ないし日程第 20 議案第 24 号

○議長（荒木正光君） 日程第 18、議案第 22 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第 19、議案第 23 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、日程第 20、議案第 24 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、以上 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由を申し上げます。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するものです。

地方自治法第 286 条第 1 項では、一部事務組合はこれを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては、総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。と規定されており、同法第 290 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされております。

この度、規約を変更する、「北海道市町村退職手当組合」は、市町村の職員に対する退職

手当の支給について共同処理する「一部事務組合」ですが、平成 31 年 3 月 31 日をもって「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」が解散により脱退したことから、規約の変更が必要となったものです。

新旧対照表でご説明いたしますので、次のページをお開き願います。別表の（2）一部事務組合及び広域連合の表、空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」をそれぞれ削るものです。1 ページにお戻り下さい。附則として、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

次に、議案 23 号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について提案理由を申し上げますので、議案第 23 号をお開き下さい。北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものです。

新旧対照表でご説明いたしますので、次のページをお開き願います。この度、規約を変更する、「北海道市町村総合事務組合」は、非常勤職員等の公務災害補償について共同処理する「一部事務組合」ですが、平成 31 年 3 月 31 日をもって「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」が解散により脱退したことから、別表第 1 空知総合振興局（33）の項中「(33)」を「(32)」に改め、「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「(16)」を「(15)」に改め、「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「(24)」を「(23)」に改め、「、池北三町行政事務組合」を削り、別表第 2 の 9 の項中「、北空知葬斎組合」、「、日高地区交通災害共済組合」及び「、池北三町行政事務組合」を削るものです。1 ページにお戻り下さい。附則として、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものです。

次に、議案 24 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」提案理由を申し上げますので、議案第 24 号をお開き下さい。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するものです。

新旧対照表でご説明致しますので、次のページをお開き願います。このたびの改正は、平成 30 年 3 月 31 日をもって「十勝環境複合事務組合」が解散により脱退したこと、また、平成 31 年 3 月 31 日を以って「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、及び「北空知葬斎組合」が解散により脱退したことから別表第 1 中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削るものです。1 ページにお戻り下さい。附則として、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

以上、議案第 22 号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、議案第 23 号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」及び議案第 24 号「北海道町村議会

議員公務災害補償等組合理約の変更について」の提案理由を申し上げました。ご審議を賜り、原案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 22 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 22 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 23 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 24 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 2 5 号

○議長（荒木正光君） 日程第 21、議案第 25 号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第 25 号財産の取得について提案理由を説明いたします。次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回取得する財産は、議会運営に当たって議事進行の円滑化と議事録作成の迅速化を図ることを目的に導入している、議場用マイク等音響機器及び議事録作成システムで、昨年 9 月 6 日に発生した胆振東部地震における大規模停電以降、起動不能となり復旧の目途が立たないことから、更新することとしているもので、マイク機器 38 台、場内カメラ 3 台をはじめ、音響関係機器一式及びリモートコントローラを中心とした操作関係機器を更新するものであります。更新に当たっては、短期間での設備化が可能であること及び一部の既存設備を利用できる等、他社には求めることができない効率性を有していることから、初期導入時からの納入業者であり、保守業務請負業者である東和 E & C 株式会社との 1 社随意契約によるものとし、新冠町が北海道市町村備荒資金組合から事務手続きの委任を受けて 4 月 15 日見積合せを実施し、4 月 26 日備荒資金組合と同社との間で仮契約が締結されており、本議案の議決後に本契約が締結され、備荒資金組合が東和 E & C 株式会社から更新機器等を買取り、その後、当町が備荒資金組合から譲渡を受け、税込契約金額 1,706 万 4,000 円に契約期日から年間 0.1%の利率を加算した額を本年度から令和 5 年までの 5 年間で償還することとなります。

1 取得する財産及び数量、名称は本会議場設備機器、数量は一式、型式はディスカッションユニット他であります。2 取得の目的は、本会議場の運営及び議事録作成の用に供するため。3 取得金額は、1,706 万 4,000 円です。4 契約の相手方は、札幌市中央区北 4 条西 6 丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長 菊谷秀吉でございます。

以上が、議案第 25 号財産の所得についての提案理由です。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 25 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 25 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午後 12 時 55 分

○議長(荒木正光君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 22 議案第 26 号

○議長(荒木正光君) 日程第 22、議案第 26 号 令和元年度新冠町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長(坂本隆二君) 令和元年度新冠町一般会計補正予算、この度は、第 2 回目の補正です。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,268 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 62 億 6,993 万 1,000 円にしようとするものであります。

この度の主な補正内容は、人事異動に伴う人件費の補正のほか、医療職及び福祉職養成修学資金貸付金の増、住基ネットワークシステム更改による備品購入費の増、子ども子育て支援システム改修に伴うシステム改修委託料の増、健康情報システム改修に伴うシステム改修委託料の増、感染症予防事業に伴う風疹の予防接種料等の増、あいあい荘暖房用ボイラー・灯油タンク更新に伴う備品購入費の増、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業に伴う交付金の増、有害鳥獣駆除対策備品購入費の増、新冠中学校煙突改修工事の増となっております。

それでは、地方債の補正がありますので、5 ページをお開き願います。第 2 表地方債補

正追加です。起債の目的は、「新冠中学校煙突改修事業」で、限度額1,220万円、起債の方法、利率、償還の方法は、表に記述のとおりです。この度の追加は、アスベストの除去を目的とした「新冠中学校煙突改修工事」に係る起債で、文部科学省の大規模改修事業補助金の内定を受けたことから、改修工事を実施するもので、充当率95%、交付税算入40%の一般事業債の発行を予定しております

次に、事項別明細書、歳出より説明いたしますので、11ページをお開き下さい。1款議会費、1項議会費、1目議会費266万6,000円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正です。次のページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費456万5,000円の減、2節給料から19節負担金補助及び交付金は、人事異動に伴う人件費の補正。21節貸付金432万円の追加は、医療職及び福祉職養成修学資金貸付金で、本年4月からそれぞれの養成機関に修学した4名から希望があった事から追加するもので、保育教諭を目指すもの2名、看護師1名、介護福祉士1名となっており、貸付期間は保育教諭、介護福祉士が2年間、看護師が3年間の予定となっております。3目財産管理費253万9,000円の追加。4節共済費、7節賃金は、4月1日採用の臨時職員の人件費。13節委託料48万6,000円の追加は、町有地等測量業務委託料で、現在新冠町農協に貸付している字高江の町有地12,310.5平方メートルを売却するに当たり、文筆するための用地測量が必要なもので、購入予定者の新冠町農協と折半するもので、農協負担分は雑入で計上しております。次のページに移ります。7目交通安全対策費補正額はありますが、本年3月31日をもって解散した日高地区交通災害共済組合の残余金の配分収入105万7,000円を当初予算計上の交通安全対策費に充当するもので、特定財源のその他財源として増加させ、一般財源を減じるものです。9目財政調整基金費192万5,000円の追加は、新冠町農協に売却を予定している字高江の町有地の売却費を財政調整基金に積立てるもの。11目ふるさとづくり基金費10万円の追加は、1名の個人から寄付のあった10万円をふるさとづくり基金に積立てるもの。2項徴税费、1目税務総務費44万1,000円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正。次のページに移ります。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費398万3,000円の追加。2節給料から4節共済費は、人事異動に伴う人件費の補正。18節備品購入費561万6,000円の追加は、住基ネットワークシステムの更改に伴うサーバ等の機器改修費用で、平成25年度に更新した全国市町村サーバ等の機器が、本年10月を期限として更新が行われるため、これにあわせ当町の機器の更新が必要であることから実施するものです。次のページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費294万8,000円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正。2目老人福祉費152万1,000円の追加は、介護サービス特別会計で説明します。4目地域包括支援センター費9,000円の追加は、4節共済費で負担率の改正に伴う調整。5目老人福祉施設費99万4,000円の追加。11節需用費18万4,000円の追加は、あいあい荘の居室、集会室、管理人室に設置しているストーブの不完全燃焼防止装置の有効期限切れに伴う16台分の装置の取替修理に係る修繕料を増額するもの。18節備品購入費81万円の追加は、あいあい荘の廊下や脱衣所などの共有部分の床暖用ボイラー及び灯油タンクの老朽化に伴う

更新です。7目生活館費補正額はありますが、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援金として、防災・減災対策として町に交付される156万4,000円を既存事業に配分し財源充当するもので、新和生活館のトイレ改修費用に42万7,000円を充当するもので特定財源のその他財源を増額し、一般財源を減じるものです。次のページに移ります。2項児童福祉費、1目児童措置費671万5,000円の追加は、本年10月から実施される3歳以上の幼稚園等利用料の無償化に伴い、子ども子育て支援システムの改修が必要となるもので、全額が国庫補助されます。2目児童福祉施設費9,000円の追加は、4節共済費で負担率の改正に伴う調整。次のページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費235万6,000円の追加。2節給料から7節賃金は、人事異動に伴う人件費の補正。13節委託料117万7,000円の追加は、健康情報システムの一部改修に伴う委託料で、風疹の患者数の急激な増加に伴い講じられる追加的対策により、予防接種対象者が追加となったことからシステムの改修が必要となるもので、全額が国庫補助の対象となるものです。2目予防費、148万7,000円の追加は、風疹の追加的対策として昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に3か年計画により、抗体検査及び予防接種を実施することとなったことから、必要な経費を追加するもので、11節需用費23万2,000円の追加は、対象者に交付するクーポン券の用紙代の増額。12節役務費94,000円の追加は、クーポン券の郵送料及び国保連に支払う事務手数料の追加。13節委託料116万1,000円の追加は、予防接種及び抗体検査に係る委託料の追加です。次のページに移ります。3項水道費、2目簡易水道費81,000千円の追加は、簡易水道事業特別会計で説明します。次のページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費95,000円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正です。2目農業総務費525万7,000円の追加。3節職員手当等から7節賃金は、人事異動に伴う人件費の補正。19節負担金補助及び交付金300万円の追加は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金で、今年度新たに創設された事業で、個別の農業経営体が規模拡大を図るために必要な農業用機械設備の導入に対し、導入費の3割、300万円を上限に補助されるもので、今年度1名からトラクター1台及びウイングハロー1基、総事業費1,198万8,000円の申請があったことから、上限額300万円が交付されるものですが、町が事業主体となり、受益者へ間接補助されるもので、同額を歳入で計上しております。3目農業振興費6,000円の追加は、4節共済費で負担率の改正に伴う調整。5目牧野管理費18,000円の追加は、4節共済費で負担率の改正に伴う調整。次のページに移ります。2項林業費、1目林業振興費556万1,000円の追加。2節給料から4節共済費は、人事異動に伴う人件費の補正。15節工事請負費45万2,000円の追加は、現在、有害鳥獣残滓の一時保管に使用している保冷車の故障に伴い、役場庁舎裏の保冷車車庫内に保冷库を設置することとしたものですが、三相200Vの電源増設工事が必要となるもの。18節備品購入費182万7,000円の追加は、有害鳥獣残滓の一時保管用保冷库の購入費で、一坪タイプのプレハブ冷凍庫1台の購入を予定しております。3項水産業費、1目水産業振興費23万5,000円の減。3節職員手当等24万1,000円の減は、支給区分の変更に伴う住居手当の減額。4節共済費6,000円の追加は、負担率の

改正に伴う調整。次のページに移ります。6 款商工費、1 項商工費、2 目観光費7,000円の追加は、4 節共済費で負担率の改正に伴う調整。7 款土木費、1 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費15,000円の追加は、4 節共済費で負担率の改正に伴う調整。次のページに移ります。3 項住宅費、1 目住宅管理費20万8,000円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正。2 目住宅建設費221万5,000円の減は、人事異動に伴う人件費の補正。次のページに移ります。4 項下水道費、1 目下水道整備費24万9,000円の追加は、下水道事業特別会計で説明します。8 款消防費、1 項消防費、2 目災害対策費、補正額はありませんが、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援金を既存事業に配分し財源充当するもので、災害時非常食の購入及び消防に設置している雨量計の更新費用に75万4,000円を充当するもの。次のページに移ります。9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費122万7,000円の減は、人事異動に伴う人件費の補正。4 目児童生徒輸送費140万8,000円の減は、13 節委託料で、スクールバス運行業務委託料の入札執行残です。次のページに移ります。3 項中学校費、1 目学校管理費1,764万2,000円の追加。7 節賃金34万6,000円の減は、人事異動に伴う賃金の補正。11 節需用費5 万円の追加は、中学校煙突改修工事に係る事務費を計上。15 節工事請負費1,793万8,000円の追加は、新冠中学校の集合煙突にアスベストが使用されていることから撤去工事を実施すべく取り進めていたところ、今年度、文部科学省の大規模改修事業補助金の内定を受けたことから工事を実施するものです。次のページに移ります。4 項認定こども園費、1 目認定こども園費295万2,000円の減は、人事異動に伴う人件費の補正。次のページに移ります。5 項社会教育費、1 目社会教育総務費223万9,000円の減は、人事異動に伴う人件費の補正。2 目レ・コード館事業推進費補正額はありませんが、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援金を既存事業に配分し財源充当するもので、レ・コード館非常電源改修費用及びストーブ購入費に36万4,000円を充当するもの。次のページに移ります。6 項保健体育費、1 目保健体育総務費15,000円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正です。

次に、歳入について、説明いたしますので、8 ページをお開き下さい。13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金 172 万 6,000 円の追加は、風疹の追加的対策として行なわれる健康情報システムの改修に係る費用の全額及び抗体検査に係る費用の2分の1が国庫補助されるものです。2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 671 万 5,000 円の追加は、本年 10 月から実施される3歳以上の幼稚園等利用料の無償化に伴うシステム改修に対し全額、国庫補助されるものです。6 目教育費国庫補助金 512 万 6,000 円の追加は、新冠中学校煙突改修工事に係る大規模改修事業補助金で補助率3分の1が交付されます。14 款道支出金、2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金 300 万円の追加は、今年度新たに創設された強い農業・担い手づくり総合支援交付金で、個別の農業経営体が規模拡大を図るための農業用機械設備の導入に対する補助金として、導入費の3割、300 万円を上限に補助されるもので、今年度1名からトラクター1台及びウイングハロー1基、総事業費 1,198 万 8,000 円の申請があったものに対し 300 万円が交付されるものです。15 款財

産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入 192万5,000円の追加は、字高江の町有地 12,310.5㎡を新冠町農協に売却するもの。次のページに移ります。16款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金 10万円の追加は、1名の個人からの寄付をふるさとづくり基金に積立てるもの。18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金 902万円の追加は、前年度繰越金の財源化です。19款諸収入、4項雑入、5目雑入 287万4,000円の追加。雇用保険個人負担分 1万円は、臨時職員に係る雇用保険個人負担分の増額です。測量費等負担金 24万3000円は、売却を予定している字高江の町有地の用地測量費を、購入予定者の新冠町農協と折半するもの。北海道市町村振興協会設立 40周年記念特別支援事業交付金 156万4,000円は、市町村振興宝くじの収益を市町村振興事業や災害対策のために活用する団体として設立された振興協会が、本年3月で40周年を迎えたことから記念事業として防災・減災対策の推進を図るため、札幌市を除く市町村に人口割等により交付金が交付されるもので、当町においては156万4,000円が交付され、当初予算で計上している防災関連事業に対し財源充当を行なうものです。日高地区交通災害共済組合余剰金配分収入 105万7,000円は、本年3月31日付けにて解散した組合の余剰金を加入7町の掛け金と見舞金支給額の率により配分されたもので、当町には105万7,000円が配分され、令和元年度当初予算で計上している交通安全対策費に充当しております。次のページに移ります。20款町債、1項町債、7目教育債 1,220万円の追加は、アスベストの撤去を行なう新冠中学校煙突改修工事に係る起債で、充当率 95%、交付税算入率 40%の一般事業債の発行を予定しております。

以上、議案第26号、令和元年度一般会計補正予算について提案理由を申し上げました、ご審議を賜わり、提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第23 議案第27号及び日程第24 議案第28号

○議長（荒木正光君） 日程第23、議案第27号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第24、議案第28号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。1ページをお開き願います。この度は、第1回目の補正です。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 81万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2億8,383万5,000円にしようとするものです。この度の補正の主な理由は、人件費の補正と共栄浄水場配水流量計が故障し、早急な修繕工事が必要となることから工事請負費を追加しようとするものです。

事項別明細書歳出より説明いたしますので、6ページをお開き下さい。3歳出、1款総

務費、1項総務管理費、1目一般管理費1万円の減額。4節共済費10,000円の減額は、負担率の改正に伴う調整。2款施設費、1項施設費、1目維持費82万1,000円の追加。15節工事請負費82万1,000円の追加は、共栄浄水場における配水流量計が故障し、現在、配水流量を測定できない状態となっておりますので、浄水場運転管理上、重要な機器のため、早急な修繕工事が必要となったことによる工事であります。

次に、歳入について説明いたしますので、5ページをお開き下さい。2歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金81万1,000円の追加。歳入の財源調整分として一般会計から繰り入れるものです。

以上、議案第27号、令和元年度簡易水道特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

ひきつづき、議案第28号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。1ページをお開き下さい。この度は、第1回目の補正です。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億310万4,000円にしようとするものです。この度の補正の主な理由は、人件費の補正を追加するものです。

事項別明細書歳出より説明いたしますので、6ページをお開き下さい。3歳出、1款下水道費、1項下水道費、1目一般管理費24万9,000円の追加。2節給料13万9,000円、3節職員手当等84,000円、19節負担金補助及び交付金26,000円の追加は、支給区分の変更に伴う追加であります。

次に、歳入について、説明いたしますので、5ページをお開き下さい。2歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金24万9,000円の追加。歳入の財源調整分として一般会計から繰り入れるものです。

以上、議案第28号、令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第25 議案第29号

○議長（荒木正光君） 日程第25、議案第29号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（山谷貴君） 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について、ご説明申し上げます。1ページをお開きください。令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算。今回は1回目の補正でございます。

歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,508万9,000円としようとするものです。この度の補正は、4月の人事異動に伴います人件費の補正及びデイサービスセンター送迎用車両として使用していたマイクロバスが2月末にエンジンの故障により使用不可能となったことから、10人乗車の車両購入に係る費用の補正でございます。

事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開きください。3歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費56,000円の追加は、2節給料から19節負担金補助及び交付金は、人事異動及び昇格等、支給区分変動による職員26名に係る人件費の調整。2目短期入所生活介護事業費8,000円の減は、4節共済費、支給区分変動による職員1名に係る人件費の調整。3目通所介護事業費397万3,000円の追加は、12節役務費、手数料22万7,000円は、今まで使用していた送迎用マイクロバスの廃車手数料16万2,000円、今回購入する車両の登録手数料65,000円の合計。18節備品購入費364万7,000円は、デイサービスセンター送迎用車両購入費。27節公課費62,000円は、自動車重量税でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開きください。2歳入、2款繰入金、1項、1目、1節いずれも一般会計繰入金で、152万1,000円の追加は、歳出予算人件費の増額及びデイサービスセンターの送迎用車両の購入に対応するもの。3款繰越金、1項、1目、1節いずれも繰越金で、250万円の追加は、歳出予算 デイサービスセンターの送迎用車両の購入に対応するため、繰越金の一部を計上するものでございます。

以上が、議案第29号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第26 議案第30号

○議長（荒木正光君） 日程第26、議案第30号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 議案第30号令和元年度 新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。議案の1ページをご覧ください。令和元年度 新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算今回は、第1回目の補正となります。第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,476万8,000円としようとするものであります。この度の補正の主な内容は、支出においては、人事異動に伴う人件費の補正、収入については、前年度繰越金の増額補正をするものであります。

それでは、事項別明細書歳出より説明いたしますので、6ページをお開き下さい。1款

総務費、1項施設管理費、1目一般管理費マイナス137万2,000円の減額。2節給料から19節負担金補助及び交付金までは、人事異動に伴う事務職員1名の人件費の補正です。次のページをお開き願います。2款、1項、1目ともに医業費209万8,000円の追加。2節給料から19節負担金補助及び交付金までは、人事異動に伴う看護師の人件費の補正などです。①医師1名の人件費の補正、②看護部門組織体制強化のため副看護師長を病棟、外来にそれぞれ1名ずつ配置したことや臨床検査技師1名の昇格による補正、③その他、病棟看護師を中心に共済費や退職手当組合費の当初予算措置内容の一部見直しが発生したことに対する補正であります。

次に、歳入の説明をいたしますので5ページをお開き下さい。5款、1項、1目ともに繰越金72万6,000円の追加。歳出事業費の増加に伴い前年度繰越金予定額のうち、一部72万6,000円を追加補正するものであります。

以上が、議案第30号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 1時28分 散会）